

- 柱 I - 1 : 病床の機能分化・連携のために必要な事業  
柱 I - 2 : 病床数又は機能の変更のために必要な事業

## R7年度事業計画策定に向けた県方針

### <病床機能の転換・連携推進>

- 地域医療構想の実現に向け、一層の基金の活用を図る
- 地域で不足する機能への転換や病床の適正化等の取組を支援し、県民に必要な医療を、質が高く効率的な形で提供できるよう活用していく
- 地域医療構想の方向性に合致した二次医療圏全体を見据えての人材確保については柱Iを積極的活用する

### <ICTを活用した効率化>

- 医療ICTは「あじさいネット」による展開を基本とする。今後、あじさいネットに関する課題の解決を図るとともに、地域包括ケアシステムに資するICTの導入にあたっては、下記の事項を確認する
  - ・「あじさいネット」との機能・情報の重複、運用経費（更新を含む）の負担額や負担方法、県全域や医療圏全域でない住民を対象とする場合は関係市町の協力体制等
  - ・国が予定している全国医療情報プラットフォーム等との重複

## これまでの実施

26

27

28

29

30

31

2

3

4

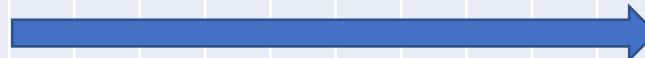
5

6

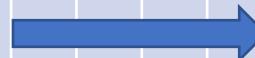
## 事業の評価

### ○基金を活用した病床機能の転換

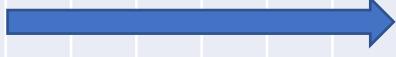
病床の機能分化連携推進事業



病床機能再編支援事業  
(単独支援給付金支給事業、統合支援給付金支給事業、債務整理支援給付金支給事業)



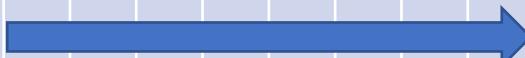
回復期機能を支える医療機関の支援事業



- ・不足する回復期病床への転換とともに、病床を削減して行う新たな取組や、機能の転換・分化・連携・集約化等に向けた計画策定への支援等へ対象を広げることで、今後大きな需要が見込まれる。

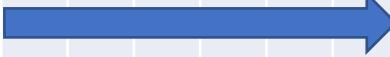
### ○地域医療構想調整会議を補完する場

地域医療構想を担う医療機関等の連携体制整備事業



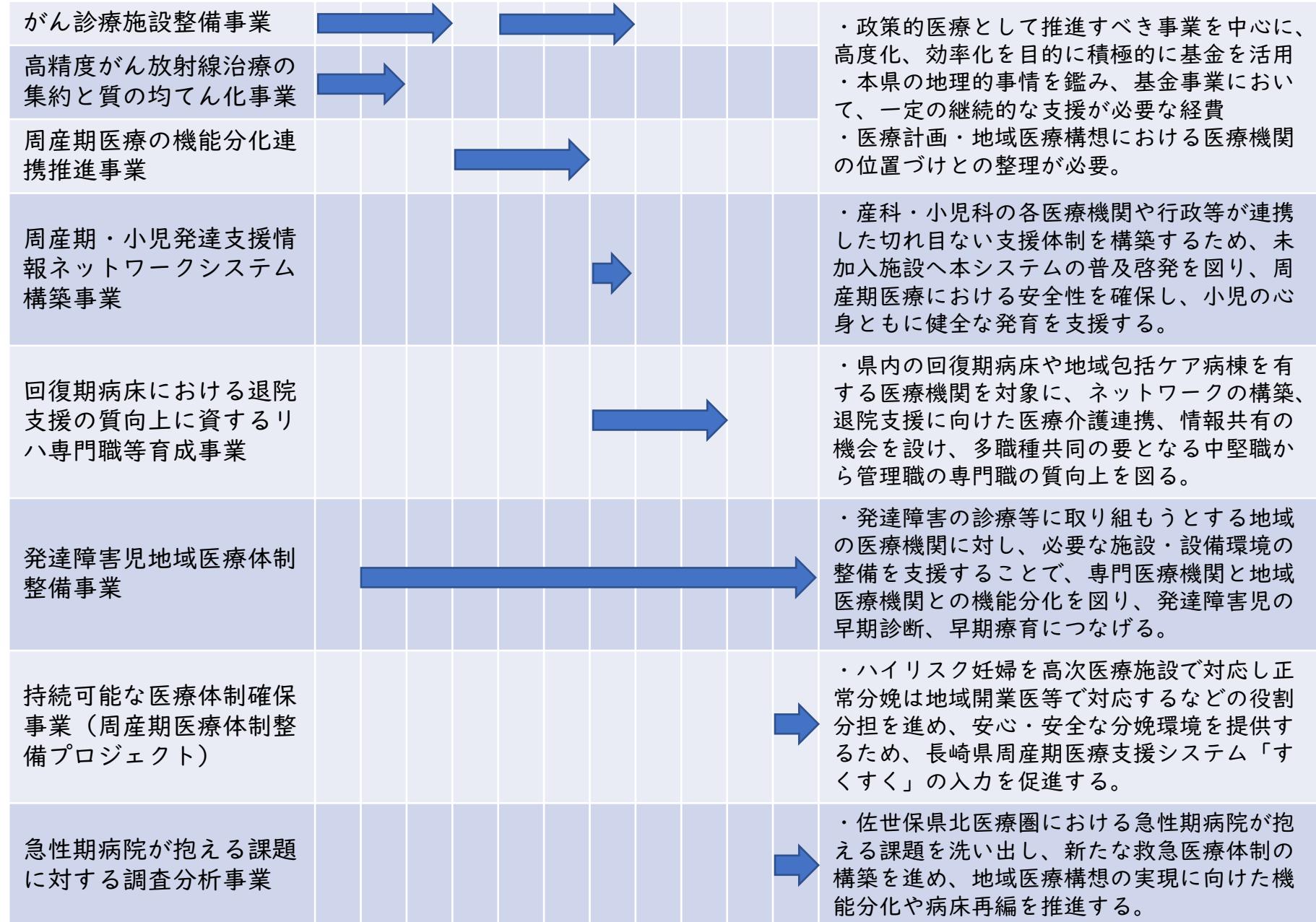
- ・調整会議による協議が本格化する中、限られた時間・場所では活発な意見交換が困難であるため、補完する話し合いの場や講演会等、医療機関等の自主的な開催や取り組みを支援し、機能分化・連携体制の推進を図る。

地域医療構想推進体制強化事業

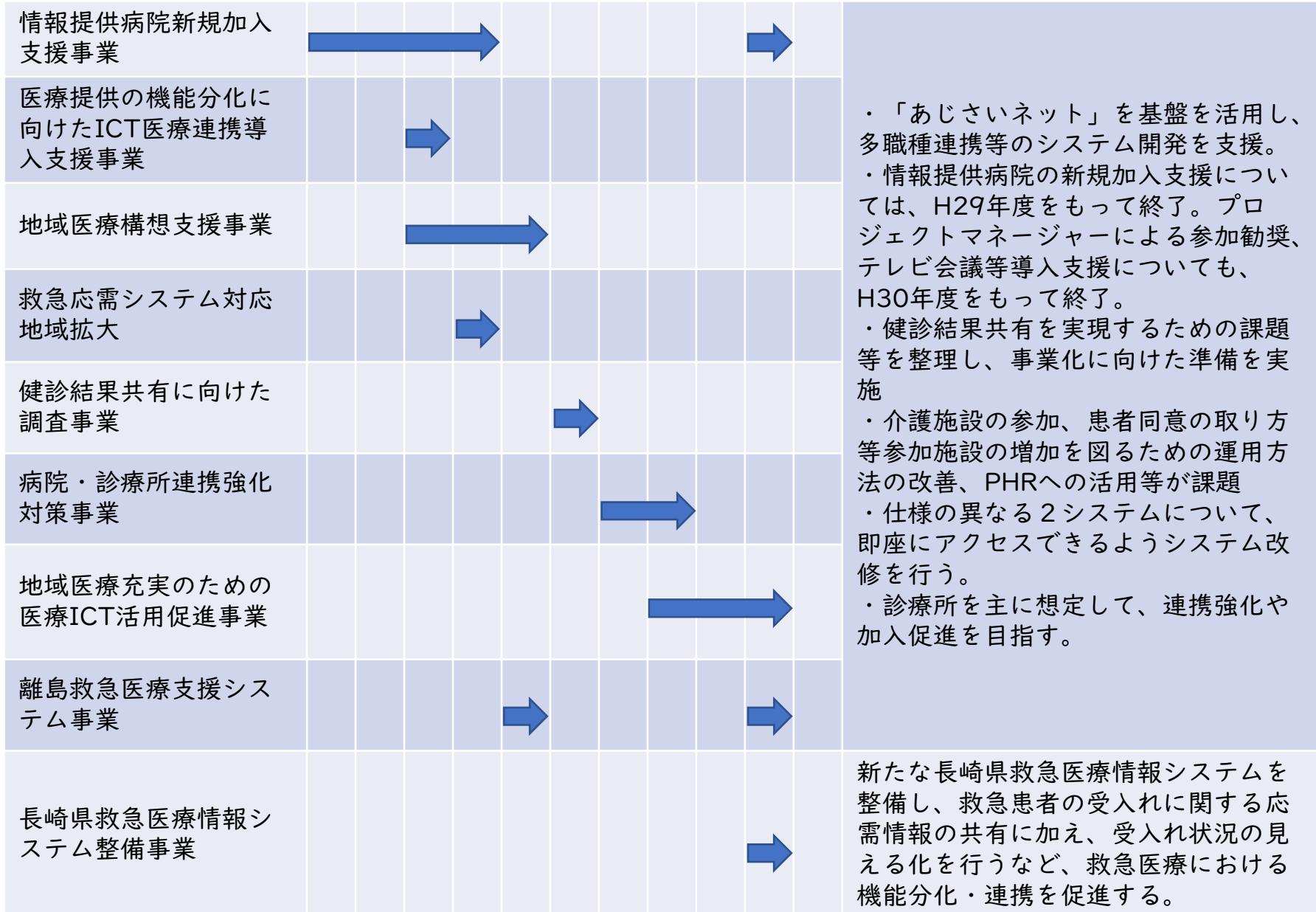


- ・地域医療構想アドバイザーによる調整会議の体制充実・強化を図る。

## ○病床の機能分化・連携推進



## ○ ICTを活用した医療機関等の連携推進



## 柱Ⅱ：在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

#### <退院支援>

- 病院から在宅に移行する際、医療機関と地域包括支援センター、ケアマネージャー等の地域関係者との切れ目のない情報共有を図るため、先行地域の取組事例の情報提供や意見交換の場をとおして、在宅医療圏域単位での退院支援の仕組づくりを支援する

#### <日常の療養生活の支援>

- 訪問看護師の知識や経験に応じた研修や専門技術研修等の実施、訪問看護事業所の地域偏在の解消等、訪問看護事業所や訪問看護師を総合的に支援する訪問看護サポートセンターの充実を図る

#### <急変時の対応>

- 家族の負担を軽減するため24時間対応可能な訪問看護事業所の確保を図るなど、安定的なケアの提供が行える体制を構築する
- 在宅療養支援診療所・後方支援病院の拡大を図るとともに、地域におけるかかりつけ医、訪問看護事業所、施設等と後方支援病院との連携体制を推進する

#### <看取り>

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する医療関係者等に対する研修や住民啓発を実施する

#### <在宅医療・介護連携・かかりつけ医の普及>

- ACP推進の核となる人材を養成し、養成した人材を市町が行う住民への普及啓発や医療・介護従事者に対する研修会等に講師として派遣するなどにより、患者本人の意思決定を支援する環境の整備を図る
- 歯科医療従事者と介護従事者などの地域の他職種との連携強化を図り、在宅歯科医療の質の向上を図る
- 地域の医療関係者が行う、かかりつけ医を持つことや、上手な医療のかかり方に関する広報活動を支援する

## これまでの実施

26

27

28

29

30

31

2

3

4

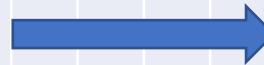
5

6

## 事業の評価

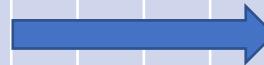
### ○在宅医療提供体制の整備

在宅医療拠点及び住民相談支援センター整備事業



- ・大村市、島原市の2市において、在宅医療に携わる連携拠点及び情報提供の窓口が整備された。医師会や地域支援病院との連携により、拠点設置の拡大が必要。

在宅歯科医療推進に係る拠点連携推進室整備事業



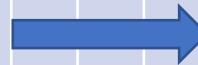
- ・長崎市、佐世保市、島原市に連携拠点推進室が設置され、病院や施設に歯科衛生士を派遣し、口腔ケアの向上、医科歯科の連携体制が構築された。

訪問看護支援事業



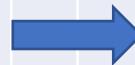
- ・訪問看護師及び管理者への相談事業や研修による訪問看護の充実強化が必要。

「あじさいネット」を利用した在宅医療強化事業



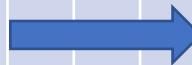
- ・在宅医療でのモバイル端末の利用料を支援した。利用者の増加を図る必要がある。

在宅医療導入研修事業



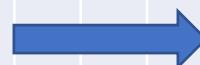
- ・医療機関、関係多職種及び住民の在宅医療の理解が深まり、在宅医療に携わる人材の育成と住民意識の醸成が図られた。

在宅歯科診療ネットワーク構築事業



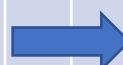
- ・地域包括ケアシステムにおける、歯科と関連職種との連携構築、市町や関連職種が連携し病院、施設、自宅での歯科診療の充実が図られた。

在宅歯科医療推進事業



- ・在宅医療に関わる医療・介護の関係者及び県民に対し、口腔管理の重要性等の啓発を行い、多職種連携による口腔管理を推進、歯科医療・介護の体制づくりに寄与した。

在宅歯科医療地域連携支援事業



- ・専門職と協働して多職種連携につながる仕掛けづくりを行うとともに、在宅でのケアの質向上及び多職種との連携に向けた研修を実施した。

## ○在宅医療提供体制の整備

在宅医療導入研修・啓発事業		・医療・ケアについての関係者や一般市民の理解促進、在宅医療に携わる人材の育成や普及啓発に繋がった。
在宅医療提供体制推進・啓発事業		・地域の在宅医療を担う多職種や医療機関等に対して、地域の実情に応じた研修を実施し、住み慣れた地域において在宅医療を受けられる体制の構築に寄与した。
在宅医療体制整備事業		・西海市において、在宅医療機関提供体制の整備、強化を図ると共に、必要な支援方策について調査、検討を行う。
人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業		・本人の意向を最大限尊重した切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築する。

## ○多職種の連携体制構築

医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業		
在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業		・多職種の連携強化、人材育成等について支援した。
在宅等医療人材スキルアップ支援事業		・1件あたりの補助額は少ないが、研修会の実施や現地の資源把握等、効果的な事業を実施した。 ・復職支援を目的とした交流サイトの開設及び研修会の開催により、歯科衛生士の交流サイトの登録と再就職につながった。
歯科医療人材育成事業		
がん専門医療従事者養成事業		

## 柱Ⅲ：医療従事者の確保・養成のための事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

#### <医師確保・偏在解消>

- 医師確保計画の目標医師数を達成するための施策として、大学地域枠等の養成医制度を中心としつつ、地域の自治体や関係者と共同して医師確保の事業を展開していく
- 内科医等を対象した小児救急に関する研修会の開催など、地域医師会等による地域の小児救急医療体制の強化を目的とした取組について支援を行う

#### <看護職員確保>

- 2025年の看護職員需給推計において、661名の不足が見込まれることから、県内就業促進、離職防止、資質向上の柱で看護職員確保事業を展開する
- 新卒看護職員の県内就業・定着を促進するための施策として、看護師等学校養成所と医療機関等と連携し、若者が県内で働くことの魅力を高めるために、教育環境や勤務環境の整備、UIターン施策を進めていく

#### これまでの実施

26

27

28

29

30

31

2

3

4

5

6

#### 事業の評価

#### ○医師の確保

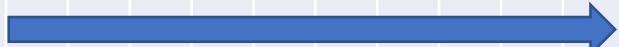
ながさき地域医療人材支援センター運営事業		・地域医療を担う医師を確保し、地域偏在を解消するための事業であり、今後も継続していく必要がある。
大学地域枠医学修学資金貸与事業		・地域枠医学生へ修学資金の貸与を行うことにより、離島・へき地等に勤務する医師の養成に寄与しており、今後も継続していく必要がある。
地域の勤務医師確保事業		・一般枠医学生へ修学資金の貸与を行うことにより、離島・へき地等に勤務する医師の養成に寄与している。

## ○医師の確保

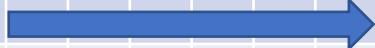
専門医師確保対策資金貸与事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科、産科、救急科、精神科、総合診療科及び脳神経外科の研修医等に研修資金の貸与を行い、専門医を養成することにより、不足する診療科の医師確保に寄与している。リハビリテーション科専門医養成のための研修プログラム策定を支援することで専門医確保を目指す。</li> </ul>
リハビリテーション科専門医育成事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同圏域における医師及び看護師の確保及び偏在是正に向け検討会や調査等を実施した。</li> </ul>
佐世保県北医療圏医療人材確保支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、離島等での医療に携わる医学生に対して、離島において研修を実施することにより地域医療への意識向上に寄与している。</li> </ul>
医学修学生等実地研修事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、離島等での医療に携わる医学生に対して、離島において研修を実施することにより地域医療への意識向上に寄与している。</li> </ul>
離島・へき地医療学講座事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学生が離島・へき地などでの実習により地域医療への理解を深め、総合診療専門医の増加を目指す。</li> </ul>
新・鳴滝塾構想推進事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院見学者の誘致、臨床研修病院合同説明会の開催など臨床研修医の確保に向けた様々な事業を展開しており、若手医師の確保に寄与している。</li> </ul>
広域災害・救急医療情報システム費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMATの拡充や技能維持に係る研修等の開催やインストラクターの資格取得に対する支援により災害時の体制強化を図る。</li> </ul>
遠隔専門医療支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島の住民が地域の基幹病院において専門医療の受診ができるよう、長崎大学病院が設置する遠隔医療センターに対する運営支援を行う。</li> </ul>

## ○医師の確保

発達障害医療従事者研修事業



地域連携児童精神医学講座



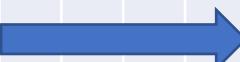
児童思春期診療強化事業



しまの精神医療特別対策事業



てんかんの地域医療従事を  
担う人材の育成事業



児童思春期・大人の発達障  
害等専門知識を持つ精神科  
医等育成事業

- ・研修会や講座等の実施により、精神医療分野等の人材の養成・確保に大きく寄与しているが、まだまだ不足していることから、今後も継続して実施していく必要がある。

- ・医療機関での適切な医療の提供及びてんかんに関する診療連携体制を構築していく。

- ・児童思春期・大人の発達障害等の専門知識を持つ精神科医等を育成するとともに、身体合併のある精神科救急に対応可能な精神科医等の育成を図る。

## ○看護職員の確保

看護師等養成所運営等事業



看護師県内就業定着促進事  
業



専任教員養成強化事業



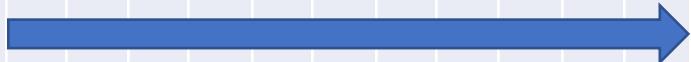
- ・養成所の安定的運営を図り、新卒看護職員を確保するために事業継続が必要である。さらに、看護師等養成所の教員の質の向上及び教育の充実を図るために、専任教員養成講習会の参加費を助成した。また、若者の県外流出の抑制及びリターンを促すために、学校・医療機関との連携を強め、県内の看護職員確保につなげる。

新人看護職員研修事業



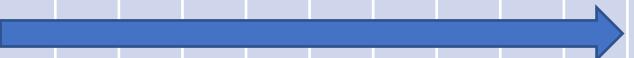
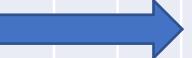
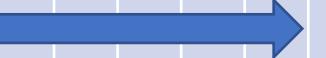
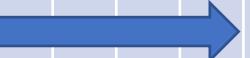
- ・新卒者確保のためには、新人教育体制整備は重要であり、自施設での教育が困難な施設は看護キャリア支援センターでの研修や近隣施設での研修受入を促進していく。

看護職員資質向上推進事業



- ・在宅医療に関連した認定看護師養成及び特定行為研修の受講費等への助成を実施し、在宅医療等の推進を図る。

## ○看護職員の確保

看護キャリア支援センター実施事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者、研修受講者は増加しており、さらに周知を行い、多くの看護職員の活用をすすめ、卒後教育の充実、効果的な再就業支援を行う。</li> </ul>
プラチナナースの活躍推進事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>定年退職後の看護職員のキャリアを活かした働き方の創出、及び雇用側の業務の掘起しと多様な働き方の促進により、マッチングに繋げる仕組みを構築した。</li> </ul>
特定行為（38行為）研修修了者育成事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>医師が不足する離島地域において、医師業務を補完する専門性の高い看護師を確保するために、特定行為研修（大学院）及び臨床での実務研修にかかる費用を助成した。</li> </ul>
潜在看護師の再就職研修事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>休職中の潜在看護師が、地域の診療所へ安心して再就業できるよう支援する研修事業を実施する。</li> </ul>
看護の魅力発信・県内就業等推進事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員の確保に向けた合同就職説明会を実施するとともに、参加病院等に対して、県内就業につながる効果的な情報発信の手法や人材の定着促進等を学ぶセミナーを実施。R6より県内外看護学生や転職・再就業看護職員への情報発信を強化を図る。</li> </ul>
特定行為研修推進補助事業費		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定行為修了者同士による交流や情報交換を通じて、医療機関における研修修了者に期待される役割や活用体制の整理を行う。</li> </ul>
看護師等養成所課程変更支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内看護師等養成所のニーズに応じた課程変更を支援することで、看護職員の安定的な養成を図る。</li> </ul>

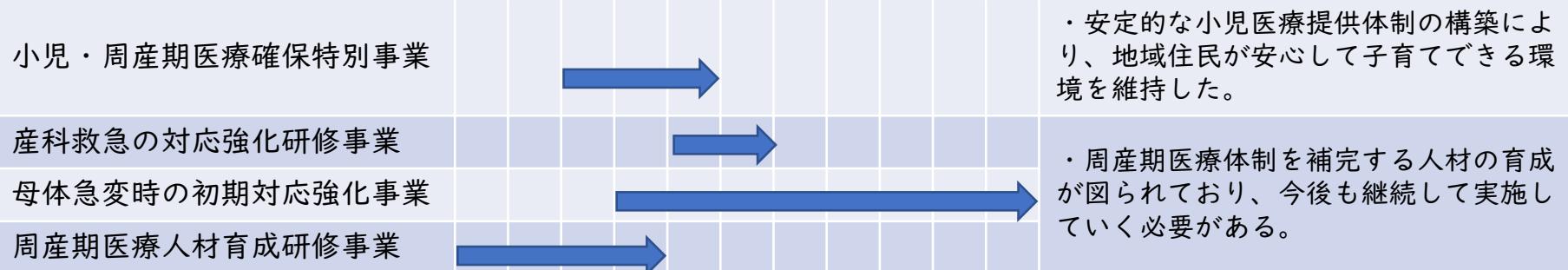
## ○医療従事者の勤務環境改善

医療勤務環境改善支援センター事業		・県内の医療機関に対して、セミナーの開催、勤務環境改善に取組む医療機関に対するアドバイザー派遣による助言等により、医療機関の勤務環境改善や病院管理者等の意識向上に寄与している。
医師ワークライフバランスサポート事業		・女性医師等に対して離職防止・復職支援のための保育サポートを行う事業であり、保育サポートー・利用医師ともに増加しており、定着してきている。
病院内保育所運営事業		・子育て世代が就労継続するためには保育所が必要であり、設置者に対する助成を継続する。
女性医師等就労支援事業		・女性医師等の離職防止、復職支援のための相談窓口の対応件数も増加しており、復職実績も向上している。
看護職員の就労環境改善事業		・看護キャリア支援センター事業で継続実施しており、人材確保のために勤務環境改善の取組は必須であり研修を継続する。

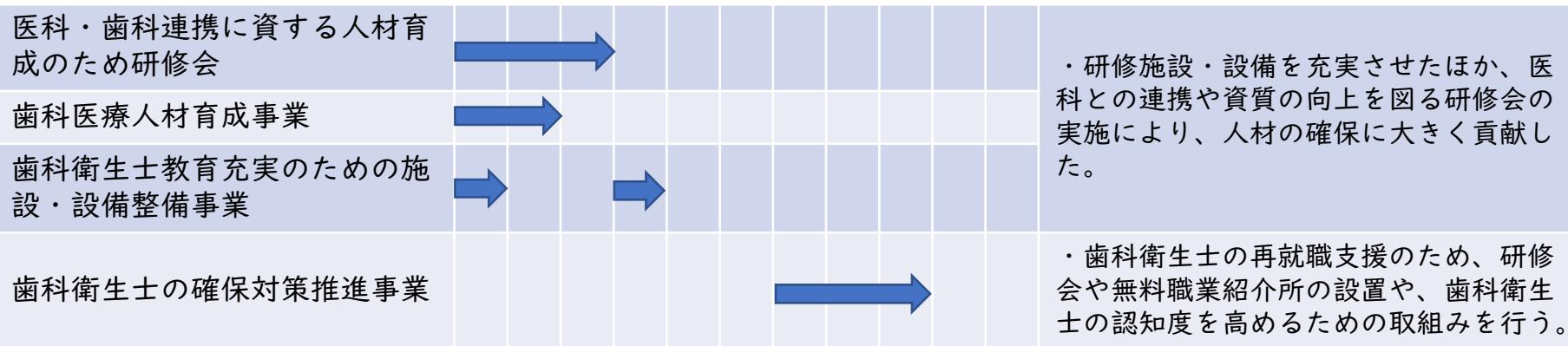
## ○小児・周産期医療の確保

小児救急電話相談事業		・小児救急医療における医療従事者の時間外診療等の過度な負担の軽減に寄与しており、取扱件数も年々増加していることから、今後も継続した取り組みが必要である。
小児救急医療体制整備事業		・地域での小児救急医療体制の維持に寄与しており、今後も継続して支援する必要がある。
産科医等確保支援事業		・県内産科医の確保・待遇改善のために一定の効果があり、継続して支援する必要がある。

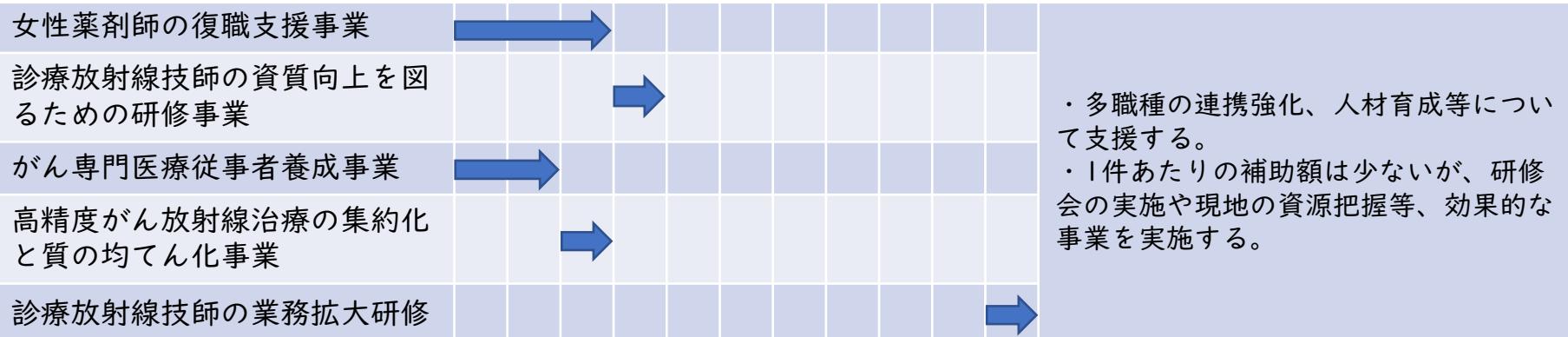
## ○小児・周産期医療の確保



## ○歯科医療従事者の確保



## ○その他医療従事者の確保



## ○その他医療従事者の確保

専門医療機関連携薬局推進事業



- ・「地域薬学ケア専門薬剤師」等の育成と、がん診療拠点病院が研修機関としての機能を拡充するため、「地域薬学ケア専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」等を育成を図る。

薬剤師奨学金返還補助事業



- ・県内に就労する薬剤師を確保する目的として、中高生への関心の向上や薬学部学生向けの対策を行うほか、新たに奨学金制度を創設する。

薬剤師確保対策事業



## ○物価高騰緊急支援事業

食事療養提供体制確保事業



- ・食材料費高騰の影響を受けた医療機関の負担軽減を図るため、診療報酬改定までの期間の支援を行う。

## 柱IV：勤務医の働き方改革の推進のための事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

- 2024年4月に始まる医師の時間外労働の上限規制に伴い、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりを継続して支援

#### これまでの実施

26

27

28

29

30

31

2

3

4

5

6

#### 事業の評価

### ○勤務医の働き方改革の推進のための事業

勤務医の労働時間短縮  
体制整備事業

- ・地域医療において特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境となっている医療機関を対象とし、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みに要する経費を支援することで、勤務医の労働時間を短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。